

配布：限定

2010年10月22日

原文：英語

(翻訳：国際人権活動日本委員会)

自由権規約委員会

第100会期

ジュネーブ、2010年10月11日～29日

一般的意見34—草案（自由権規約委員会の初回読み取りの完了に基づく）

第19条

一般見解

1. この一般的意見を一般的意見10（第19会期）と差し替える。
2. 言論の自由と表現の自由は人間の完全な発展にとって必要不可欠の条件であり、すべての社会の本質でもあり、すべての自由で民主的な社会にとっての礎石を成している。この二つの自由は言論の交換と展開の手段を提供する表現の自由と密接に関係している。
3. 言論の自由あるいは表現の自由の保障を含むその他の条文として18条、17条、25条、そして27条がある。言論と表現の自由は多岐にわたる他の人権を最大に享受するための基礎を形成している。例えば、表現の自由は集会や結社の自由の権利を享受するためには不可欠のものがある。
4. 言論や思想の関係（18条）と同様、19条1項の特定の用語を考慮すると、1項を留保することは本規約の目的や趣旨と相容れないものである。さらに、言論の自由が本規約の4条の規定により違反とされることがないこれらの権利の中に記載されていないが、「4条の2項に記載されていない本規約の規定の中に、本委員会の意見として4条の下で合法的な違反の対象とはならない要素がある」ことが想起される。
言論の自由はこのような要素のひとつなのです。なぜならば、緊急事態の場合でもこの権利を侵す必要には決して成らないからです。
5. 本規約内の他の権利と表現の自由の関係を考慮して、19条2項の特別な要素への留保は受け入れられるかも知れないが、2項で述べられた権利への一般的な留保は本規約の目的と趣旨とは相容れないだろう。
6. 言論と表現の自由を尊重する義務は全体としてすべての締約国を縛りつけている。国（行政、立法、そして司法）や他の公共あるいは政府機関—国や地方あるいは市町村のどの段階であれ—のすべての分野

は締約国の責任を負う立場にいる。このような責任は国家並の機関の行為に関して、ある環境下では、締約国によってまた負うことになるだろう。締約国がまた確認すべきことは、本規約のこれらの権利が個人あるいは団体の間において適用される限りにおいて、人が言論と表現の自由の享受を、個人や団体から侵害される可能性のあるいかなる行為からも保護されることである。

7. 締約国は、本規約の締約国に課されている一般的な法的義務の性質に関する一般的意見 31 の中で、本委員会によって示された指針と一致する方法で、本規約の 19 条に含まれている権利が締約国の国内法に確実に明記されるよう求められている。
8. 締約国は、今回の一般的意見で議論されている問題を考慮に入れながら、19 条で保護されている権利に関係する関連政策や他の分野の施策と同様に、関係する国内法、行政施策、そして司法判断を定期的報告によって本委員会に提供することが求められている。締約国はこれらの権利が侵害されたとき、救済可能な情報を同時に含まなければならない。

言論の自由

9. 19 条の 1 項は干渉を受けることなく意見を有する権利の保護を要求している。これは本委員会がいかなる例外あるいは制限をも認めない権利である。言論の自由は、いつでも、そして人が自由に選ぶ理由が何であれ、意見を交換する権利まで及ぶのである。何人も、個人の実際の意見や、感じ取りあるいは想定している意見により、本規約に基づく権利のいかなる差別や侵害の対象になることはない。あらゆる形態の言論は、制限なく、政治的、科学的、歴史的、道徳的、あるいは宗教的性質の言論を含み、保護されている。言論の保持を犯罪とすることは 1 項と相容れない。言論を保持することを理由として、逮捕、勾留あるいは収監を含む、人への嫌がらせや脅迫、あるいは非難は 19 条 1 項違反を形成する。
10. 言論を歪めようとするいかなる強要された行為は禁じられている。言論を表明する自由は必然的に言論を表明しない自由を含むので、19 条 1 項は言論を無理やりに暴露するいかなる行為を禁じている。

表現の自由

11. 2 項は国境に関係なくあらゆる種類の情報や考えを求め、受領し、そして伝える権利を保障することを要求している。この権利は 19 条 3 項と 20 条の規定を条件として、他の人へ伝達可能な主観的な考えや言論のあらゆる形態の表現の保障へと及ぶ。これは政治演説、自己と公務に関する解説、戸別訪問¹、人権についての議論、ジャーナリズム、文化的かつ芸術的表現、教育、宗教的演説、(そして商業広告)を含んでいる。このような表現は 19 条 3 項や 20 条の規定に従って規制されるかも知れないが、2 項の範囲は大いに攻撃的と見なされる見解すら含んでいる。
12. 2 項はすべての表現の形態やその発表の手段を保護している。これらの形態は制限されることなく、語られた言語や書かれた言語、そして美術の映像や物体のような言葉によらない表現をも含む。表現の手

¹・日本に関する総括所見 (CCPR/C/JPN/CO/5)

段としては、書籍、新聞、パンフレット、ポスター、横断幕、そして法的報告を含む。これらは電子的かつインターネットに基づくメディアと同じくすべての視聴覚装置を含む。しかしながら、2項は特定の場所における自由な表現の権利は与えていない。

- 1 3. 締約国はひとつ以上の国家言語あるいは公式言語を選択できるが、一般生活の範囲外において、自分で選んだ言語により自分自身を表現する自由を排除することはできない。また、本規約の 27 条が明白に示していることは、民族的、宗教的、あるいは言語的な少数者に属する人は、他の人たちと共存するその共同体において、彼ら自身の言語を使用する権利を否定されることはない。

表現の自由とメディア

- 1 4. 自由で検閲もされず、そして妨害もされない報道、あるいは他のメディアは、言論や表現の自由の確保や本規約の他の権利の享受にとって、いかなる社会においても基本的なものである。これは民主社会のひとつの礎石を構成している。本規約は、メディアがその機能を遂行できることに基づいて、メディアの一部の情報を受ける権利を持っている。市民や候補者と当選した議員の間の公的かつ政治的な問題に関する情報や意見の自由な伝達は基本的なものである。これは検閲や規制なく公共の問題について批評し、世論を知らせることができる報道や他のメディアの自由を含んでいる。19 条に基づき、また市民は情報を伝えるジャーナリストの固有の機能によりもたらされた情報を受ける権利を有している。
- 1 5. 締約国は独立し、かつ多様なメディアを奨励するための特別の注意を払わなければならない。また、締約国は少数グループのためにメディアへの接触を促進し保護しなければならない。
- 1 6. 締約国は、公共放送サービスは独立した手段で運営されることを確保しなければならない。独立性を確保する行為として、法律で放送事業者の任命を設置し、独立性を揺るがすことのない手段による財政に関する規定と同じく、独立性と編集の自由の法的な保障に関する規定が含まれる。
- 1 7. メディアに関する問題は、この一般的意見の言論の自由への規制に取り組んでいる項目でさらに議論される。

情報への接触

- 1 8. 19 条 2 項は公的機関が有する情報へ接触する一般的な権利を受け容れている。このような情報には、それが蓄積されている形式やその出所、そして作成の日時に関係なく、公的機関が有するすべての情報が含まれる。公的機関には国家機関や司法を含むすべての段階の機関を含み、そして公的機能の遂行に關しては他の機関も含まれるだろう。
- 1 9. 既に述べられ、本規約 2 5 条でも記述されているように、情報への接触の権利には公務についての情報に接触するマスメディアの権利や、マスメディアの発信を受け取る一般市民の権利を含む。情報に接触

する権利は同時に本規約の至る所で取り扱われている。本委員会が本規約の17条に関して一般的意見16で述べたように、「すべての個人は個人情報自動的に情報ファイルに蓄積され、そして何の目的でなされているのかを明確な形で確認する権利を有するべきである。また、すべての個人は、公的機関あるいは民間の個人または団体が自分たちのファイルを管理しているかを確認することが出来なければならない。もし、これらのファイルが間違っ個人情報を含んでおり、あるいは法の規定に反して収集され、処理されていたならば、すべての個人は修正あるいは削除を要求する権利を持たなければならない。」本規約の10条に基づき、受刑者は自分の医療記録に接触する権利を失うことはない。本委員会は14条に関する一般的意見32の中で、刑事犯罪者によって保持されている情報の様々な権利を述べた。2条の規定に従い、人は一般的に本規約の権利に関する情報を受けべきである。27条の基では、少数者グループの生活様式や文化を本質的に害するかも知れない締約国の意志決定は、影響を受ける共同体との情報の共有や協議の過程を経るべきである。

20. 情報に接触する権利に効果を与えるために、締約国は情報公開法によるような必要な手続きを成立すべきである。この手続きは本規約に適合する明確な規則に従い、情報の要求に対して迅速な処理を提供しなければならない。情報への接触の提供を拒否する申し出に対する調整が用意されなければならない。情報処理に対する請求代金は情報の接触に不合理な妨害をなすようなものであってはならない。権力機関は情報への接触を拒否するいかなる場合もその理由を示さなければならない。締約国は公開されている国家管理の情報に対して、容易く、効果的で、かつ実用的に接触できるよう常に努力をしなければならない。

表現の自由と政治的権利

21. 本委員会は公務への参加や投票権に関する一般的意見25において、公務の実施や投票権の効果的な行使に対する表現の自由について詳述した。市民や候補者と選ばれた議員の間における公的かつ政治的な問題についての情報や意見の自由な伝達は欠くことのできないものである。これは検閲あるいは規制を受けることなく公的な問題を論評でき、そして世論を知らせることができる報道などメディアの自由を含んでいる。締約国の関心は、一般的意見25がこのような意味で表現の自由の促進と保護に関して示している指針に引き寄せられている。

19条3項の適用

22. 3項が明確に述べていることは、表現の自由に関する権利の行使はその特別の義務と責任を伴っており、そして、この理由により、この権利に関する2つの限定的な制限の領域が許されており、他人の権利あるいは名声を尊重すること、あるいは国家の安全あるいは公共の秩序または公衆衛生や公衆道徳を保護することに関係していることである。しかしながら、締約国が表現の自由の行使に制限を加えたとき、この権利自体を危険にさらすことはないだろう。本委員会は同時に、「この規約のいかなる規定も、国、集団又は個人が、この規約において認められる権利及び自由を破壊し若しくはこの規約に定める制限の範囲を超えて制限することを目的とする活動に従事し又はそのようなことを目的とする行為を行う権

利を有することを意味するものと解することはできない」という、本規約の5条1項の規定を呼び起こす。本委員会は、権利と制限との関係そして規範と例外との関係が逆転してはいけないことを想起する。

23. 3項は特定の条件を制定しており、制限が課せられるのはこれらの条件が唯一の対象である。すなわち、その制限は「法律により定められ」、3項の(a)と(b)に記載された条件のひとつに対してのみ課せられ、そしてこの条件のひとつに対して締約国にとって「必要」とであると正当化されなければならない。表現の自由への制限は正当性に関しての厳格な審査を満たさなければならない。たとえ本規約で保護されている権利、例えば公共の安全などへの制限として許されていても、制限は3項の中で特定されていない根拠では許されない。制限はすでに規定されているこれらの目的のために適用され、そして断定されているこの特定の必要性に直接関係していなければならない。
24. 3項は複数政党民主主義や民主的信条、そして人権を主張することに対する口封じの正当性として決して行使してはいけない。いかなる環境においても、言論や表現の自由の行使により、不当逮捕や拷問、生命への脅威や殺人などの形態を含む人への攻撃は19条とは相容れない。ジャーナリストは彼らの行動により頻繁にそのような脅威や威嚇、そして攻撃の対象になる。人権状況についての情報を収集や分析に従事する人や、人権関係の報告を出版する人が大勢いる。ジャーナリストや人権運動家、そして他の人たちへの攻撃ないしは威嚇や嫌がらせなどすべての形態の申し立ては厳格に調査され、実行者は起訴されるべきであり、そして犠牲者、あるいは殺人の場合には彼らの遺族が適切な形で賠償を受けるべきである。
25. 制限は法律によって定められなければならない。この点における「法律」は制定法が含まれるだろう、(そして、事例によっては、判例法)。これには国会特権による法律や法廷侮辱罪の法律が含まれるだろう。表現の自由に対するいかなる制限も人権への深刻な縮小を引き起こすので、慣習法にしるされる制限は本規約とは適合しない。
26. 3項の目的のために、「法律」として性格づけられる規範は、個人が自分自身の行動を相応に規制できるような十分な正確性で整備され、そして公表されなければならない。法律は実行容疑の者に、表現の自由の制限に対する自由裁量を与えることはない。
27. 規約の権利を制限している法律は、それ自体本規約の規定や意図、そして目的と適合しなければならない。法律は本規約の反差別規定を犯すことはない。法律は体罰のような本規約に適合しない罰則を定めることはない。
28. 表現の自由に課される制限に対して法的な基盤を明らかにするのは締約国である。もし、ある特定の締約国に関して、特別の制限が法的で課せられているかを本委員会が考慮しなければならないとしたら、締約国は法律の範囲内で法律や行動の詳細を示さなければならない。
29. 3項で列挙された制限の法的基盤の第一は他人の権利と名声に対する尊敬の基盤である。「権利」という

用語は本規約やさらに一般的に国際人権法によって認められている人権を含む。例えば、17条の権利（39項を参照）と同様に、25条の投票する権利を保護するために表現の自由を制限することは適法であろう。このような制限は注意を持って構成されなければならない。すなわち、脅迫や強要をなす表現形式から投票者を守ることは許容されるだろうが、このような制限が、例えば強制ではない投票のボイコットの呼びかけを含む、政治的な議論を妨害してはならない。「他の人たち」という用語は個人的あるいは地域社会の構成員としての他人をさすだろう。従って、例えば宗教的信仰または民族性により定義される地域社会の構成員を表すことになる。

30. 二番目の法的基盤は国家の安全あるいは公共の秩序、または公衆衛生あるいは公衆道徳の保護の基盤である。
31. 締約国が最大の注意を払わなければならないことは、公的な秘密や煽動法など国家の安全に関係する反逆罪法や同じような規定が、3項に従う方法で作成され、そして適用されるよう確保することである。例えば、正当な公益の情報を普及したことにより、ジャーナリストや研究者、あるいは環境活動家や人権運動家などを起訴するために反逆罪法を行使することは3項と相容れない。経済界や銀行、そして科学的発展に関係している部類の人たちの情報を国家機密法の事項の中に加えることは、一般的に適切ではない。本委員会が発見した一つの事例として、全国ストへの参集を含む、労働争議を支援する声明の発行を制限することは、国家の安全という理由では許されなかった。
32. 公共の秩序を維持するとして、例えば、特定の場所での発言行為を規制することは、ある状況下では許されるだろう。表現形式に関する法廷侮辱罪は公共の秩序の場に照らして考査されるだろう。3項を遵守するために、そのような法の手続きや刑罰は、それらを整然と維持する裁判所の力の遂行を証明して示されなければならない。
33. 公衆道徳に関して、この用語の内容はそれぞれの社会で広く異なることを守られなければならない。普遍的に適用となる共通規範はないのである。しかしながら、本委員会が一般的意見22の中で述べたように、「道徳の概念は多くの社会的、哲学的、そして宗教的伝統に由来する。従って、道徳の擁護を目的とする制限は唯ひとつだけの伝統に由来することのない原則に基づかなければならない。」
34. 制限は正当な目的のために「必要」でなければならない。従って、例えば、特定の共同社会で使用されている言語を保護する観点で、一言語のみによる商業広告を禁止することは、表現の自由を規制しない他の方法で保護が達成できるのであれば、検討する必要性に違反する。一方、本委員会が考慮したこととして、ある宗教地区に対して敵意を表す資料を出版した教師を、通学地域におけるその信条の子供たちの権利と自由を守るために教職以外の職場に配転した時、締約国は検討の必要性を遵守したということである。
35. 本委員会は一般的意見27の中で、「規制手段は均衡の原則に従わなければならない。すなわち、その保護機能を達成するのに適したものでなければならないし、保護機能を得られそうな中でも最小の規制方

法であるべきであり、そして守られるべき利益に均衡でなければならないのである。均衡の原則は規制を作り出す法律によるばかりではなく、法律を適用する行政及び司法機関によっても尊重されるべきである。」と述べた。均衡の原則は問題になっている表現の形態を同時に考慮しなければならない。例えば、制限のない表現について本規約で位置づけられている価値は、公共および政治の領域内の人物に関する民主的社會における公開討論の環境下では極めて高い。

36. 締約国が表現の自由の制限に対して法的な立場を行使する時、締約国は具体的かつ個々に区別された方式で脅威の正確な性質や、表現と脅威の間の直接かつ緊急の関係を構築することにより、特別の行動を取る必要性を明らかにしなければならない。
37. 締約国は特定の状況において、表現の自由の制限を必要とした事情の可能性を判断することを留保する。この点に関して、本委員会が想起することは、この自由の範囲が「評価の余地」を言及することによって査定されるのではなく、また、本委員会がこの機能を遂行するために、締約国はいかなる場合においても具体的な方法で、表現の自由を制限することとなった3項に列挙して記載されたすべての根拠に、脅威の正確な性質を明示しなければならない、ということである。

ある特定の分野における表現の自由に対する制限の限定的範囲

38. 3項との矛盾をなくすため、表現の自由に対する制限はこの一般的意見で示された条件に沿う法的な規定で、記されなければならない。それらはまた必要性の検証と釣り合いの原則を満たしていなければならない。
39. 本委員会に懸念の原因を与えた政治的論議に関する制限のなかには、戸別訪問の禁止²、選挙運動の中で配布される文書の数量と形式に対する制限³、選挙期間中に国内や海外メディアから情報源を入手する機会の遮断、そして対立する政党や政治家がマスコミへ接触する機会の制限がある。あらゆる制限が3項と相容れないわけでない。例えば国家が選挙過程の公正を維持するために投票前の期間に、政治に関する世論調査を制限することは合法と認められるかもしれない。
40. 項目（14項と21項）で先に記されたように、政治的論議の内容に関し、本委員会は、政治の分野における公人に関する公開討論の状況においては、束縛されない表現について本規約によって位置づけられている価値は特別高いと、認めている。それ故、表現の形態が公人を辱めると考えられる単なる事実、公人が本規約の規定から利益を受けるとしても、刑罰の賦課を正当化するには十分ではない。さらに、国家や政府の首脳のような最も高い政治上の権威を行使する人々を含むすべての公人は、合法的に批判や政治的対立の対象である。従って、本委員会は、不敬罪、侮辱罪、権威に対する無礼、国家元首に対する名誉毀損、そして公務員の名誉の保護のような事柄の法や、法は非難されてきた人物を特定したという論拠でのみ、より厳しい

² 日本に関する総括所見（CCRP/C/JPN/CO/5）

³ 同上

刑罰を与えるべきではない、ということに関して懸念を表明してきた。

国家は軍隊や行政のような機関についての批判を禁じるべきではない。

- 4 1. マスメディアの規制に対する法律的及び行政的枠組みは、それらが3項の規定と矛盾しないことを確信するために見直されるべきである。規制システムは一方で様々なメディアの一点への集中にも留意しながら、出版物と放送分野とインターネットの間の差異を計算に入れるべきである。むしろ3項の適用ある明記された状況とは違ったやり方で新聞と他の印刷メディアの発行を許さないことは規約19条と矛盾する。そのような状況はもし特別の内容が不可分で3項に違反するのでなければ、特別の発行に関する禁止は決して含まない。

締約国は地域及び商業放送局を含む放送メディアに対する厄介な許可条件や料金を課すことを避けなければならない。

そのような条件や許可料の適用のための基準は道理に合い目的に適った明解で公平で、差別のない本規約に準拠したものでなければならない。

視聴覚の地上波と衛星サービスのような限られた容量のメディアを通じた放送のための認可管理体制は、あつては公共用、商業用、そして地域の放送局の間に参入の権利と周波数の公平な配分を供給すべきである。

これまでそうしてこなかった締約国は放送申請を審査したり、許可を与えたりする権限を有する（行政から）独立した公共の放送認可機関を設立するよう推奨されている。

- 4 2. 本委員会は、「現代マスメディアの発展により、すべての者に対する表現の自由の権利を損なうようなメディア管理を防ぐための効果的な方策が必要である」と、一般的意見10の中で所見を繰り返し述べている。締約国はメディアの独占管理を行い、あるいは求めることを避けなければならない。締約国は、本規約に従い、情報源や意見の多様性に有害となる独占的な状況の中で個人的に管理されたメディアグループによって、不当なメディア支配あるいは集中を防ぐために適切な行動を取らなければならない。

- 4 3. マスコミや政府広報の設置に対する政府の補助金システムは、表現の自由を危うくする効果に用いられないよう確認する注意が払われるべきである。さらに私的メディアは、公的メディアと比較して、伝達・分配の方法やニュース入手の手段などの問題で不利益に置かれるべきではない。

- 4 4. 政府や政府に擁護された政治社会システムに批判的であるというだけでマスコミ、出版社あるいはジャーナリストを処罰することは3項と両立しない。

- 4 5. ウェブサイト、ブログ、あるいはその他のインターネット基盤で、インターネット・サービス・プロバイダーあるいは検索機能のような情報を支えるシステムを含む、電子的あるいは他の情報伝達システムの操作に対するいかなる制約は、3項と両立しなければならない。いかなる制約も内容が明確でなければならない。あるサイトやシステムの操作に対する一般的な禁止は3項と一致することはない。

政府や政府に擁護された政治社会システムに批判的であることに基づくだけで、データを公表することをサイトやシステムに禁ずることもまた3項と矛盾する。

46. ジャーナリズムはインターネット上またはどこにおいても、ブロガーや自費出版の形で従事する人と同様、専門の常勤のリポーターや解説者を含む広い範囲の関係者によって共有される機能であるがゆえに、ジャーナリストを登録又は許可する一般的な制度は3項と両立しない。
- 限定された認定計画と云うものはジャーナリストにある場所そして（又は）行事に対し特権的に参加する手段を与える必要のあるところでのみ許容される。そのような計画は公平で19条及び本規約の他の規定と両立する方法でのみ適用されるべきである。
47. 締約国の外に旅行するジャーナリストや表現の自由を行使しようと努力する人々、例えば、人権関係の会議に赴こうとする人々の自由を制限したり、ある特定の国々から来た人々に対して、外国人ジャーナリストの締約国への入国を制限したり、締約国の内部、例えば戦闘の影響のある現場、自然災害の現場、人権侵害の申立のある現場でのジャーナリストや人権調査者の活動の自由を制限することは普通では3項と矛盾する。
- 締約国は情報源を開示しないでよいというジャーナリストの限定的な特権を認識し、尊重すべきである。
48. 締約国は反テロリズムの措置は3項と矛盾しないことを確保すべきである。
- テロリズムを賞揚し、讃美し、正当化するという違反行為と同様、テロリズムの奨励や過激主義のような違反行為は、それらが表現の自由との関係で不釣り合いな干渉をもたらすことのように、明確に定義すべきである。情報の自由についての行き過ぎた規制もまた避けられなければならない。
- メディアはテロリズムの行為について、一般市民に知らせる上で、非常に重要な役割を果たしている。そしてその役割能力は不当に制限されるべきではない。
- この関係で、ジャーナリストは彼らの合法的な活動の遂行により処罰されるべきではない。
49. 名誉毀損法は3項に従い、そして実際に表現の自由を窒息死させることのないよう注意深くつくられなければならない。すべてのそのような法は真実の防御を含むべきであり、そしてその性質から、この法は検証の対象とはならない意見の表明に関して適用されるべきではない。少なくとも公人についての論評に関しては、処罰することを避け、あるいは悪意ではなく誤って公開された違法で真実でない声明にするために配慮があるべきである。いかなる場合でも、批判の対象となる公けの関心は擁護されるものと認識されるべきである。
- ゆき過ぎた刑罰措置や処罰を避けるために締約国による注意が払われるべきである。
- 関連するところで、締約国は勝訴した当事者の費用を被告が賠償する要求には理由のある制限をおくべきである。
- 締約国は名誉毀損の不処罰を考慮すべきであるし、どんな場合でも、刑法の適用は最も深刻な事件においてのみ支持されるべきで、実刑は適切な刑罰では決してない。
- 締約国が人を刑事の名誉毀損のかどで起訴することは許されない。しかし、起訴した以上は迅速に裁判を進めるために行われていない。
- そのようなやり方は関係人や他の人々の表現の自由の実践を過度に制限することになる萎縮効果をもたらす

50. 神への冒涇の禁止及び宗教若しくは他の信仰組織に対する無礼の表明の禁止は3項又は一般的意見22を含む有用な一般的意見に関しては規約2, 5, 18, 26条を含む、その他の規約の規定と矛盾するやり方では有効には機能しない。

それ故、例えば、それらは一つ又はある宗教又は信仰システムを選ぶとか、もう独りのうえに信奉者を選ぶとか、無宗教の人の上に宗教信奉者を選ぶと言ったやり方では分け隔てしないだろう。

神への冒涇法は宗教的指導者、宗教的教義、そして宗教の信条の批判を妨げ、処罰するために使われてはならない。

締約国は神への冒涇に対する刑法規定を無効にし、宗教や他の進行システムに対する不敬の表明に関して下記に議論したとおり20条に従うはっきりした文脈とは異なる。

51. 過去の出来事についてのある特別の関係を公表することを処罰する法律、いわゆる”記憶法”と呼ばれるものはそれらが意見を持つ自由やそれを表現する自由のどちらも犯さないことを保証するために見直されるべきである。本規約は歴史観の表明に対する一般的な禁止は許されず、それが人の権利を誤りであるとか過去の出来事を正しく説明してないとかの理由で禁ずることもまたしてはならない。制約は意見を持つ自由の権利に決して課されてはならないし、表現の自由に関してそれらは3項で認められたものや20条下で要求されるものを超えてはならない。

19条と20条の関係

52. 19条と20条は相互に一致しており補完しあっている。20条で述べられた行為は19条3項に従い、それらはすべて制約の対象になる極端な性質のものである。このように、20条に基づき正当化されている制限は19条3項にまた応じなければならない。これは表現に対する制約が許されるかどうかを決定するための要求を制定している。

53. 20条で述べた行為が19条3項の下で制約の対象となっているほかの行為と区別しているものは、20条で述べられている行為のためのものであり、本規約は国家から要求された特別の返答を示している。すなわち法によるその禁止である。20条は19条に関連して特別な法律として考えられる範囲のものだ。

54. 本委員会は、懸念の問題にも関わらず、「憎悪発言」についての多くの形態が20条で取り上げられている深刻さの段階に応じていないことを懸念している。また、差別的、軽蔑的、そして品位を傷つける言動の多くの形態にも考慮している。しかしながら、これは締約国が法的な禁止を行うようになっている20条に示された表現の特別の形態に関するだけのことである。すべての場合において、締約国はこのような禁止をすることに一般的には妨げられてはいないが、この禁止と19条に厳しく守ってこれらの規定を正当化することが必要だ。